恵那市立大井第二小学校いじめ防止基本方針

平成２７年４月１日策定
令和６年４月１日一部改訂

はじめに

ここに定める「恵那市立大井第二小学校いじめ防止基本方針」は，平成２５年６月２８日公布，平成２５年９月２８日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第１３条を踏まえ，本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1　いじめの問題に対する基本的な考え方

（１）定義

法第２条
「いじめ」とは，児童等に対して，当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は，以下のようなものがある。

・冷やかしやからかい，悪口や脅し文句，嫌なことを言われる。
・仲間外れ，集団による無視をされる。
・軽くぶつかられたり，遊ぶふりをして叩かれたり，蹴られたりする。
・ひどくぶつかられたり，叩かれたり，蹴られたりする。
・金品をたかられる。
・金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする。
・嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする。
・パソコンや携帯電話等で，誹謗中傷や嫌なことをされる。　等

（２）基本認識

児童に関わる全ての大人が，以下の認識に基づき，それぞれの役割と責任を自覚し，協力していじめの防止等に当たる。

・「いじめは，人間として絶対に許されない，卑怯な行為である」
・「いじめは，どの学校でも，どの子にも起こり得る」
・「いじめは，見ようと思って見ないと見つけにくく，根深いものである」

（３）学校としての構え

・学校は，児童の心身の安全・安心を最優先に，危機感をもって未然防止，早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を行い，児童を守る。

・全ての教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応する。
・「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を，教育活動全体を通じて，児童一人一人に徹底させる。
・「いじめをしない，させない，許さない学級・学校づくり」を進め，児童一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を醸成する。
・いじめが解消したと即断することなく，継続して十分な注意を払い，折に触れて必要な指導を行い，保護者と連携を図りながら見届ける。
・発達の段階に応じて，児童がいじめの問題を自分のこととして捉え，考え，議論して，正面から向き合えるよう，人権侵害であることや犯罪につながることなどについて実例を示しながら指導する。

2　いじめの防止　（自己有用感を高める取組）

（１）魅力ある学級・学校づくり（「こうしたい」「分かる・できる授業」の推進，規範意識・主体性・自治力等を育成する指導　等）

・全ての児童が，主体的に活動したり，互いに認め合ったりする中で，「こうしたい」「分かった，できた」という達成感を味わえるよう，教科指導を充実する。
・全ての児童が大切な学級の一員であり，一人一人が仲間と関わり，自己存在感を味わいながら，望ましい人間関係をつくることができるよう，よさを認め合う学級経営（教科経営）を充実する。
・いじめや暴力，差別や偏見等を見逃さず，学級活動はもとより児童会や委員会活動等でも適時取り上げ，児童が主体的に問題解消に取り組むよう指導する。
・教育活動全体を通じて，全教職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷付けることが絶対許されないことなどについて，具体的な場面で繰り返し指導する。
・「学級・学校に居場所がある」ということが感じられるような心の成長を支える教育相談に努める。
・いじめの未然防止のための授業を実施したり，児童が未然防止の活動を認識したりできるようにする。
・SOSの出し方，受け止め方について学ぶ機会を高学年に位置付ける。

（２）生命や人権を大切にする指導（豊かな心の育成）

・様々な人と関わり合って社会性を育み，他人の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるよう，自然や生き物との触れ合いや幅広い世代との交流，ボランティア活動等の心に響く豊かな体験活動を充実する。
・教育活動全体を通じて，児童一人一人に命を大切にする心，他を思いやる心，自律の心，確かな規範意識等が育つ道徳教育を充実する。
・誰もが差別や偏見を許さず，互いに思いやりの心をもって関わることができるための「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育む人権教育を充実し，人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを進める。
・「ひびきあいの日」を実施し，児童が自主的にいじめをはじめとする人権問題を考える機会を設定する。

（３）全ての教育活動を通した指導（自己指導能力の育成）

・教育活動全体を通じて，以下の４点を留意した指導を充実する。

① 児童に自己存在感を与える。

② 共感的な人間関係を育成する。

③ 自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助する。

④ 安心・安全な風土の醸成を図る。

（４）インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

・スマートフォンや通信型ゲーム機等の取扱いに関する指導の徹底について，教職員及び保護者の間で共通理解を図る。また，スマートフォンや通信型ゲーム機等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等について，「特別の教科道徳」や学級活動の時間を活用して，具体的な事案を通して指導を一層充実する。

・インターネット上のトラブルやＳＮＳの使い方について，児童会が計画・運営する児童間の話し合いや，保護者や地域の方も交えた交流会等，自治的な活動を充実する。

3　いじめの早期発見

（１）アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集，校内連携体制の充実

・いじめ等の問題行動の未然防止，早期発見・早期対応ができるよう，日常的な声かけチェックシートの活用，定期的なアンケート（記名式・無記名式）の実施等，多様な方法で児童のわずかな変化の把握に努めるとともに，変化を多面的に分析し，対応に生かす。

・年間３回の（県）いじめ調査やアンケート調査や個別の面談等を通じた日常的なきめ細かな実態把握，早期の適切な対応等を行う。また，全教職員の共通理解の上で実施するとともに，「学校いじめ防止組織」（５　いじめの防止等の対策のための組織　参照）で学校の状況等を確認し，対策を検討する。

・学級担任や教科担任，養護教諭等全教職員が，些細なサインも見逃さない，きめ細かい情報交換を日常的に行い，いじめの認知に関する意識を高めるとともに，スクールカウンセラーや相談員の役割を明確にし，協力体制を整える。

（２）教育相談の充実

・教職員は，受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切に，教育相談を進める。特に，問題が起きていない時こそ信頼関係が築けるよう，日頃から生徒理解に努める。

・問題発生時においては，「大丈夫だろう」と安易に考えず，問題が深刻になる前に早期に対応できるよう，危機意識をもって児童の相談に当たる。

・児童の変化に組織的に対応できるようにするため，生徒指導主事や教育相談主任を中心に，担任，教育相談主任，スクールカウンセラー，相談員等，校内の全教職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し，保護者や関係機関等と積極的に連携を図る。

（３）教職員の研修の充実

・年度当初の職員会や夏季休業中の現職研修はもちろんのこと，必要に応じて適宜職員研修を行い，「いじめ防止　これだけは！」「教育相談　これだけは！」といった各種啓発資料等を活用したり，対応マニュアルを見直したりして，一人一人の教職員が，早期発見・早期対応はもちろん，未然防止に取り組むことができるよう，校内研修を充実する。

・いじめの事案があった際には，その事案から生きた教訓を学ぶなど，教職員の研修を行う。

（４）保護者との連携

・いじめの事実が確認された際には，いじめた側，いじめを受けた側ともに保護者への報告を行い，謝罪の指導を親身になって行う。その指導の中で，いじめた側の児童にいじめが許されないことを自覚させるとともに，いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め，いじめる児童自身が自らの行為を十分に反省する指導を大切にする。いじめの問題がこじれることがないよう，保護者の理解や協力を十分に得ながら指導に当たり，児童の今後に向けて一緒になって取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことを大切にする。

（５）関係機関等との連携

・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず，その解消のために，日頃から教育委員会や警察，子ども相談センター，恵那市子育て支援課，法務局等の人権擁護機関，主任児童委員，学校運営協議会等とのネットワークを大切に，早期解消に向けた情報連携と行動連携を行い，問題の解消と未然防止を図るように努める。

・インターネット上の誹謗中傷等については，保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに，状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決に当たる。

4　いじめ事案への対処

（１）いじめ事案発生時の対応

・学校の教職員は，いじめの兆候を把握したら，速やかに学校いじめ対策組織に当該いじめに係る情報を報告し，情報共有するとともに，いじめに係る情報を適切に記録する。

・速やかに事実関係を明らかにした上で，本人や保護者に説明する。

・いじめの事実が確認できた，或いは疑いがある場合には，いじめを受けた（疑いがある）児童の気持ちに寄り添い，組織的に安全を確保しつつ，徹底して守り通す。

・いじめに関する事実が認められた場合，教育委員会に報告する。

・いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し，家庭と連携しながら児童の今後に向けて前向きな協力関係を築く。

・いじめた児童に対しては，保護者との連携の下で，謝罪の指導を行い，いじめた児童が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに，いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め，自らの行為を反省する指導に努める。

・いじめた児童だけではなく，いじめの観衆や傍観者に対しても，教職員全員の共通理解，保護者の協力の下で毅然と指導をする。
・いじめを受けた児童に対しては，保護者と連携しつつ児童を見守り，心のケアまで十分配慮した事後の対応に留意するとともに，二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。
・いじめが「解消している」状態は，少なくとも次の２つの要件が満たされている場合とする。

①　いじめに係る行為が止んでいること
　被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも３か月）継続していること
②　被害児童が心身の苦痛を感じていないこと
　被害児童本人及びその保護者に対し，心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

・いじめ解消に至っていない段階では，被害児童を徹底的に守り通し，その安全・安心を確保する。
・いじめが「解消している」状態に至った場合でも，当該いじめの被害児童及び加害児童については，日常的に注意深く観察する。
・当該いじめが，重大事態であると判断された場合については，「８　重大事態への対処」で取り上げる。

（２）大まかな対応順序　※いじめ問題に対する基本的なフロー参照

① いじめの訴え，情報，兆候の察知
② 管理職等への報告
③ 学校いじめ対策組織において情報の共有と対応方針の決定
④ 事実関係の丁寧で確実な把握（複数の教員で組織的に，保護者の協力を得ながら，背景も十分聞き取る）
⑤ いじめを受けた側の児童のケア（必要に応じて外部専門家に力を借りる）
⑥ いじめた側の児童への指導（背景についても十分踏まえた上で指導する）
⑦ 保護者への報告と指導についての協力依頼（いじめた側の児童及び保護者への謝罪を含む）
⑧ 必要に応じていじめの観衆や傍観者への指導
⑨ 関係機関との連携（教育委員会への報告，警察や子どもセンター等との連携）
⑩ 経過の見守りと継続的な支援（保護者との連携）

いじめ事案に対する基本的な対応フロー

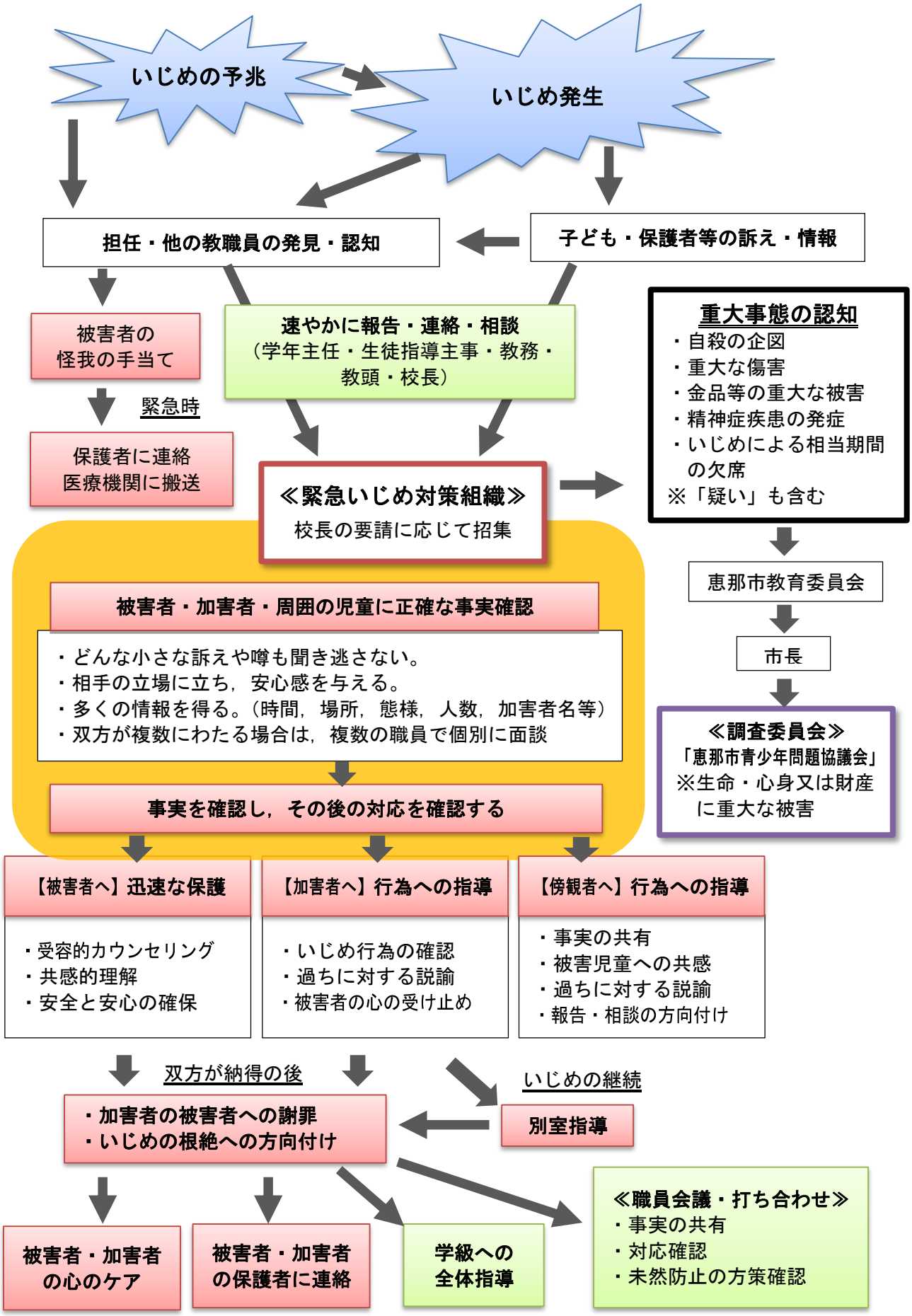

（３）経過の見守りと継続的な指導・支援について

①経過観察について

・どの教職員がどの児童に、具体的にどのような関わりをしていくのかを明確にする。
（担任以外の他の教職員・養護教諭・スクールカウンセラー等の相談員などとの連携）

・１週間後、１ヶ月後、半年後と、継続的な児童への教育相談を位置付ける。

・児童生徒が進級、進学することで、関わる教職員が変わる場合は、指導の経緯や教育相談の記録などを確実に引き継ぎ、指導を途絶えさせないようにする。

②再発防止に向けて

いじめが解決した後も、再発防止、未然防止の観点から必要に応じて以下の指導を行う。

・教師主導の全校集会や学年集会、児童集会などによる全員を対象とした指導

・道徳の時間や学級活動の時間を活用した指導

・事例をもとにした全職員を対象とした研修

・日常的な実態把握のためのアンケート調査等の実施とその結果に基づく必要な取組の実施

・いじめの問題に対する学校や教職員の取組点検や結果に基づく改善

5　いじめの防止等の対策のための組織

法第２２条
学校は，当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため，当該学校の複数の教職員，心理，福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

・いじめの防止等を実効的かつ組織的に行うため，以下の「学校いじめ対策組織」を設置する。重大事態の調査を行う組織については，「８　重大事態への対処」で取り上げる。

【学校いじめ対策組織】
校長，教頭，生徒指導主事，学年主任，教育相談主任（養護教諭）　等

【拡大学校いじめ対策組織】
校長，教頭，生徒指導主事，学年主任，教育相談主任（養護教諭），主任児童委員　等

・個別のいじめ事案への対処については，当該事案の学年を担当する教職員を中心としたメンバーで構成する「いじめ・不登校対策委員会」を組織して行う。
・学校いじめ対策組織は，本方針に基づく以下の内容等の取組を実施する。

・いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
・いじめの相談・通報を受け付ける窓口を知らせる啓発
・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録，共有
・いじめに係る事実関係の把握といじめであるか否かの判断
・いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施
・具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
・いじめの防止等に係る校内研修を企画し，計画的に実施
・本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と見直し

6　いじめの防止等のための年間計画

月	取組内容	備考
4月	・職員会議において「学校いじめ防止基本方針」(以下「方針」)を用いたいじめに対する指導・対応の周知 ・ＰＴＡ総会等での「方針」の説明 ・学校だより，Ｗｅｂページ等による「方針」等の発信 ・Hyper－QU の実施	・こころのアンケート(記名式) ・改正した「方針」を Web ページに掲載 ・連休中の指導
5月	・「拡大いじめ未然防止・対策委員会」(以下「拡大委員会）等での「方針」の説明	・こころのアンケート
6月	・にこにこウィーク ・いじめ未然防止に向けた全校集会・学年集会（児童会主催によるいじめ防止の取組について） ・授業参観：児童向け・保護者向け情報モラル研修	・こころのアンケート ・教育相談の実施
7月	・第１回「教職員取組評価（学校評価）アンケート」 ・職員会：１学期のいじめ防止対策の取組の振り返り	・こころのアンケート ・第１回県いじめ調査
8月	・職員研修会：Hyper-QU 研修会	・夏季休業の指導
9月	・学校だよりによる取組の見直し等の公表	・こころのアンケート
１０月	・Hyper－QU の実施	・こころのアンケート
１１月	・にこにこウィーク ・「ひびきあいの日」に向けた取組：全校での防止対策	・こころのアンケート ・教育相談の実施
１２月	・「ひびきあいの日」：児童会活動としていじめ防止対策 ・第２回「教職員の取組評価（学校評価）アンケート」	・こころのアンケート ・冬季休業の指導 ・第２回県いじめ調査
1月	・職員会：２学期のいじめ防止対策の取組の振り返り ・教職員による次年度の取組計画	・こころのアンケート
2月	・児童会の取組のまとめ ・「拡大委員会」の実施：本年度の報告と来年度の重点	・こころのアンケート
3月	・第３回「教職員の取組評価アンケート」 ・学校だより等による次年度の取組等の説明	・こころのアンケート ・第３回県いじめ調査(兼国調査) ・次年度への引き継ぎ ・春季休業の指導

※職員からのいじめ事案の報告並びに「校内いじめ未然防止・対策委員会」は毎月実施する。

7　いじめの防止等のための取組に係る学校評価の評価項目

・いじめを隠蔽せず，いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため，学校評価において次の２点を加味し，適正に学校の取組を評価する。

① いじめの早期発見の取組に関すること

② いじめの再発を防止するための取組に関すること

8　重大事態への対処

いじめの重大事態については，国の基本方針，岐阜県の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成２９年３月文部科学省)」により適切に対応する。

（１）重大事態の意味について

次に掲げる場合を「重大事態」とし，速やかに，当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け，質問表の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

法第２８条第１項

一　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

○児童が自殺を企図した場合　　○身体に重大な傷害を負った場合

○金品等に重大な被害を被った場合　○精神性の疾患を発症した場合

・法第２８条第１項第２号の「相当の期間」については，年間３０日を目安とする。一定期間，連続して欠席しているような場合などは，迅速に家庭訪問等で状況を把握するなど調査に着手する。

・児童や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは，重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

（２）重大事態の報告

学校が，重大事態であると判断した場合は，教育委員会に重大事態発生の報告をする。

（３）重大事態への対処

・犯罪行為として取り扱われるべきと認められ，早期に警察に相談・通報することが必要なものは，教育的な配慮や被害者の移行への配慮の上で，警察と連携し，対応する。

・因果関係の特定を急がず，客観的な事実関係を速やかに調査する。

・学校は，調査組織等に積極的に資料を提供するとともに，調査結果を重んじ，主体的に再発防止に取り組む。

・学校の設置者または学校は，教育委員会と協議の上，調査組織を設置して調査を行う。なお，当該調査の公平性・中立性を担保し，適切に調査を実施するために，構成員が調

査に直接の人間関係・利害関係を有する場合は，委員から外すなど配慮する。

（４）調査結果の提供及び報告

・学校は，調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ，誰から行われ，どのような態様であったか，学校がどのように対応したか等）について，いじめを受けた児童や保護者に説明する。
・情報の提供に当たっては，関係者の個人情報に十分配慮しながら，適切に提供する。

９　個人情報等の取扱い

・いじめに関するアンケートの原本等の一次資料の保存期間は，当該児童が卒業するまでとする。
・アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は，指導要録との並びで保存期間を５年とする。